

③「変わらない」と回答した場合

ケアの負担感が「変わらない」と評価された児童のケアに適していると考えられる他の施設として、乳児院では「里親の家」が最も多く40.7%であった。

児童養護施設では、「家庭」が最も多く33.0%であった。

情緒障害児短期治療施設では、他の「情緒障害児短期治療施設」が最も多く、50.8%であった。

児童自立支援施設では、「情緒障害児短期治療施設」が最も多く30.4%であった。

母子生活支援施設では、「家庭」が最も多く70.3%であった。

以上の結果からは、ケアの負担がかわらないが、他の施設のほうがより良いと判断している児童というのは、情緒に障害を持った子であることが示された。

表4-49 適していると考えられる他の施設（「変わらない」と回答した場合）

	乳児院 n= 182	児童養護 施設 n= 558	情緒障害児 短期治療 施設 n= 59	児童自立 支援施設 n= 46	母子生活 支援施設 n= 148
1.乳児院※	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%
2.情緒障害児短期治療施設※	0.0%	6.3%	50.8%	30.4%	0.0%
3.児童自立支援施設※	0.0%	0.9%	0.0%	4.3%	0.7%
4.母子生活支援施設※	1.6%	3.9%	0.0%	0.0%	4.7%
5.児童養護施設※	2.2%	7.7%	1.7%	2.2%	1.4%
6.自立援助ホーム	0.0%	1.4%	3.4%	4.3%	0.7%
7.知的障害児施設	2.2%	11.5%	8.5%	19.6%	0.0%
8.病院	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
9.家庭	19.8%	33.0%	25.4%	21.7%	
10.親戚の家	1.1%	1.8%	3.4%	0.0%	3.4%
11.里親の家	40.7%	21.9%	5.1%	4.3%	
12.知人・友人の家	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13.少年院(初等・中等・特別)				2.2%	
14.医療少年院				0.0%	
15.自宅(公営住宅等)					70.3%
16.親元の家					7.4%
17.その他	3.8%	10.8%	16.0%	10.9%	9.5%
無回答	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※は同種類の施設の場合は、他の同種類の施設のこと

(4) ケアの負担感と情緒・行動上の問題状況

各施設におけるケアが「適している」と回答された児童の情緒・行動上の問題として多かったのは、「反社会的行動傾向」、「注意欠陥・多動傾向」、「学習障害傾向」などであった。

一方、各施設におけるケアが「適していない」と回答し、負担感が「かなり重い」と回答された児童についての情緒・行動上の問題は、「反社会的行動傾向」、「注意欠陥・多動傾向」、「集団不適応」、「養育者との関係性」、「施設内における他児へのいじめ」、「学習障害傾向」が示されていた。

さらに、各施設におけるケアが「適していない」と回答され、負担感が「変わらない」と回答された児童は、「反社会的行動傾向」、「注意欠陥・多動傾向」、「学習障害傾向」とともに「知的障害」の問題が示されていた。



図4-9 ケアの適合状況と情緒・行動上の問題（「適している」と回答した場合）

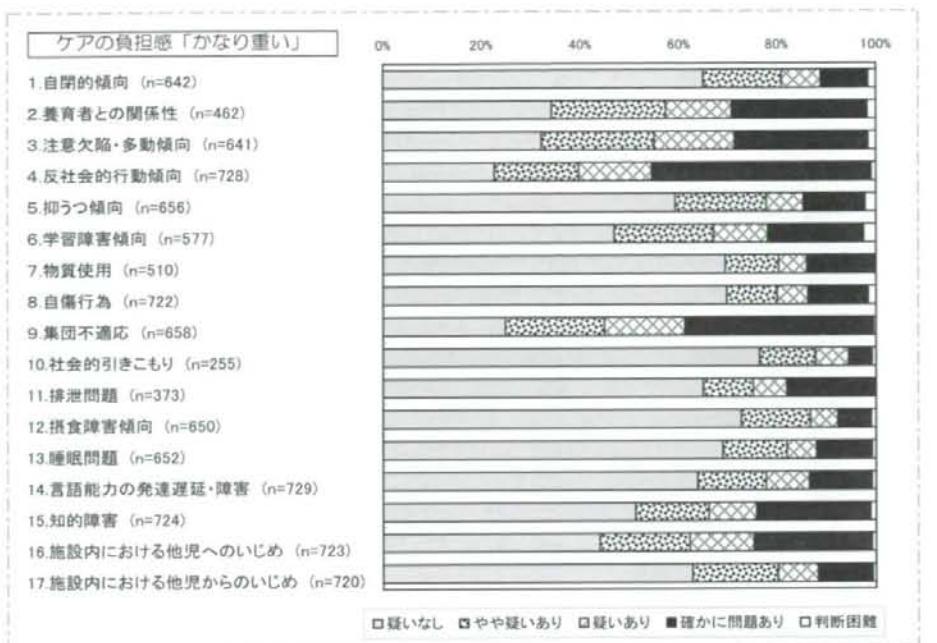


図 4- 10 ケアの適合状況・負担感と情緒・行動上の問題（「かなり重い」と回答）

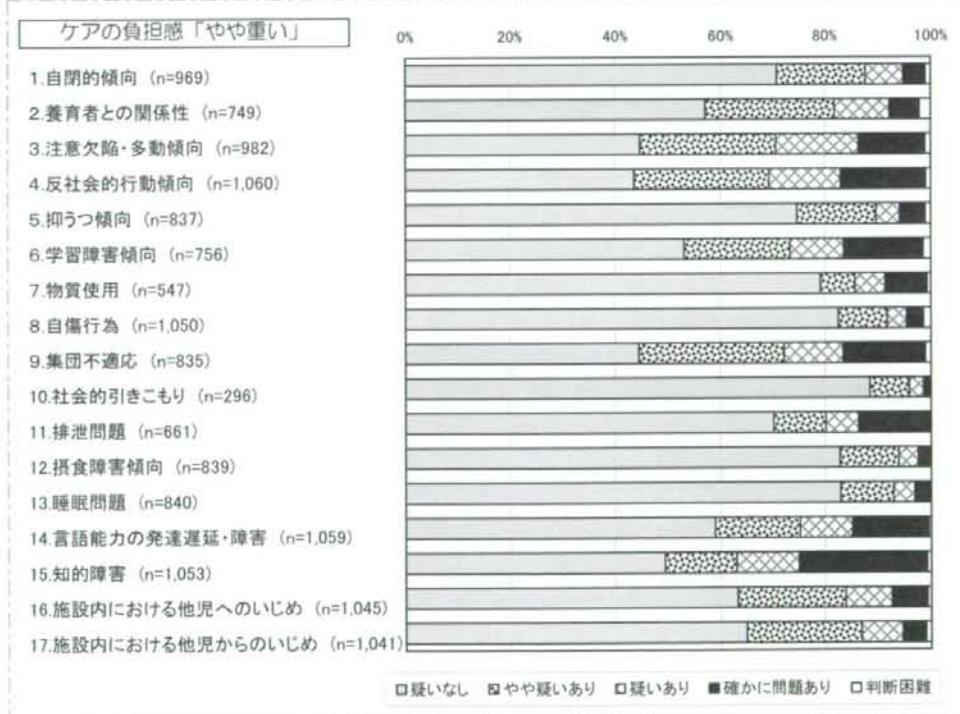


図 4- 11 ケアの適合状況・負担感と情緒・行動上の問題（「やや重い」と回答）

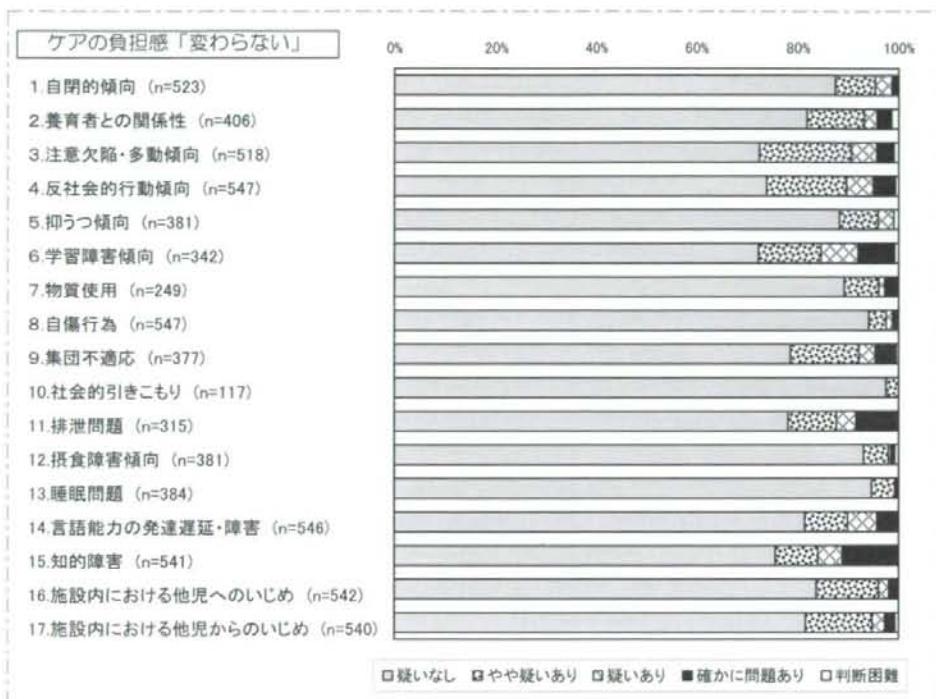


図 4- 12 ケアの適合状況・負担感と情緒・行動上の問題（「変わらない」と回答）

第5章 児童入所施設における職員の勤務状況

1. 職員の基本情報

(1) 施設種類別・職種別の集計対象

各施設における職種は、①直接ケア職種、②専門ケア職種、③事務職種に分類することができる。職員勤務状況調査で得られた職員の基本情報を全職員及び職種別に集計を行った。なお、調理員、栄養士、医師等は変則型の勤務を行う割合が高いため、職種①～③に分けて集計を行う際の集計には含めなかった。

表5-1 施設種類別・職種別の集計対象

	職種①(直接ケア職種)	職種②(専門ケア職種)	職種③(事務職種)
乳児院	児童指導員 保育士 看護師 個別対応職員	心理療法担当職員 家庭支援専門相談員	施設長 事務職員 その他職員
児童養護施設	児童指導員 保育士 個別対応職員	心理療法担当職員 家庭支援専門相談員 職業指導員	施設長 事務職員 その他職員
情緒障害児短期治療施設	児童指導員 保育士 看護師 個別対応職員	心理療法担当職員 家庭支援専門相談員 職業指導員	施設長 事務職員 その他職員
児童自立支援施設	児童自立支援専門員 児童生活支援員 個別対応職員	心理療法担当職員 家庭支援専門相談員 職業指導員	施設長 事務職員 その他職員
母子生活支援施設	母子指導員 少年指導員 少年指導員(兼事務職員) 保育士 個別対応職員	心理療法担当職員 職業指導員	施設長 事務職員 その他職員

(2) 職種別平均勤務日数

①全職員の平均勤務日数

最も多い施設は児童養護施設であり(週当たり)4.78日であった。続いて、児童自立支援施設が4.49日、母子生活支援施設が4.39日、乳児院が4.38日、情緒障害児短期治療施設が4.33日であった。

表5-2 職種別平均勤務日数(全職員)

	勤務日数(全職員)			
	集計対象 施設数	集計対象 職員数	平均	標準偏差
乳児院	n=112	3,667	4.38	1.25
児童養護施設	n=485	13,499	4.78	1.30
情緒障害児短期治療施設	n=26	799	4.33	1.56
児童自立支援施設	n=40	1,451	4.49	1.42
母子生活支援施設	n=237	2,075	4.39	1.78

②直接ケア職種の平均勤務日数

施設種類によって相違はほとんどなかった。最も長かった施設は、児童養護施設で4.95日であった。続いて母子生活支援施設が4.83日、児童自立支援施設が4.79日、情緒障害児短期治療施設が4.60日、乳児院が4.37日であった。

表 5- 3 職種別平均勤務日数（職種①：直接ケア職種）

職種別の勤務日数:職種①(直接ケア職種)				
	集計対象 施設数	集計対象 職員数	平均	標準偏差
乳児院	n=111	2,478	4.37	1.14
児童養護施設	n=485	8,356	4.95	1.10
情緒障害児短期治療施設	n=26	372	4.60	1.31
児童自立支援施設	n=40	785	4.79	1.14
母子生活支援施設	n=237	1,246	4.83	1.28

③専門ケア職種の平均勤務日数

最も長かった施設は情緒障害児短期治療施設であり3.84日であった。続いて乳児院が3.78日、児童養護施設が3.64日、児童自立支援施設が2.68日、母子生活支援施設が1.94日であった。

表 5- 4 職種別平均勤務日数（職種②：専門ケア職種）

職種別の勤務日数:職種②(専門ケア職種)				
	集計対象 施設数	集計対象 職員数	平均	標準偏差
乳児院	n=97	184	3.78	2.01
児童養護施設	n=425	957	3.64	1.99
情緒障害児短期治療施設	n=26	195	3.84	1.85
児童自立支援施設	n=33	87	2.68	2.16
母子生活支援施設	n=89	176	1.94	1.91

④事務職種の平均勤務日数

各施設で違う傾向は、あまり見られなかった。最も長かった施設は児童養護施設であり4.58日であった。続いて、乳児院が4.45日、情緒障害児短期治療施設が4.41日、母子生活支援施設が4.39日、児童自立支援施設が4.29日であった。

表 5- 5 職種別平均勤務日数（職種③：事務職種）

職種別の勤務日数:職種③(事務職種)				
	集計対象 施設数	集計対象 職員数	平均	標準偏差
乳児院	n=112	530	4.45	1.45
児童養護施設	n=482	1,923	4.58	1.57
情緒障害児短期治療施設	n=26	105	4.41	1.49
児童自立支援施設	n=40	395	4.29	1.53
母子生活支援施設	n=232	2,075	4.39	1.78

(3) 職種別平均勤務年数⁸

①直接ケア職種の平均勤務年数

最も長かった施設は、児童自立支援施設で 11.23 年であった。続いて、乳児院が 8.92 年、母子生活支援施設が 8.26 年、児童養護施設が 8.01 年、情緒障害児短期治療施設が 7.08 年であった。

表 5- 6 職種別平均勤務年数（職種①：直接ケア職種）

職種別の勤務年数:職種①(直接ケア職種)				
	集計対象 施設数	集計対象 職員数	平均	標準偏差
乳児院	n=111	2,441	8.92	9.02
児童養護施設	n=485	8,095	8.01	8.74
情緒障害児短期治療施設	n=26	360	7.08	6.65
児童自立支援施設	n=40	785	11.23	10.21
母子生活支援施設	n=237	1,199	8.26	8.73

②心理療法担当職員の平均勤務年数

最も長かった施設は、情緒障害児短期治療施設で 5.52 年であった。続いて、児童養護施設が 3.79 年、乳児院が 3.02 年、児童自立支援施設が 2.83 年、母子生活支援施設が 2.68 年であった。

表 5- 7 職種別平均勤務年数（心理療法担当職員）

職種別の勤務年数:心理療法担当職員				
	集計対象 施設数	集計対象 職員数	平均	標準偏差
乳児院	n=39	43	3.02	3.89
児童養護施設	n=326	516	3.79	3.92
情緒障害児短期治療施設	n=26	135	5.52	5.83
児童自立支援施設	n=22	36	2.83	2.16
母子生活支援施設	n=237	114	2.68	2.30

⁸ ここでの勤務年数は「児童福祉施設での勤務経験年数」であり、措置費の民間施設給与等改善費の対象となる職員の勤続年数の算定に準ずるものである。年数は、6 ヶ月未満を切下げ、6 ヶ月以上を切上げて整数表記された値を用いている(勤務経験年数が 6 ヶ月未満の場合 0 年)。

③家庭支援専門相談員の平均勤務年数

最も長かった施設は、児童自立支援施設で 18.75 年であった。続いて、乳児院が 18.08 年、児童養護施設が 17.80 年、情緒障害児短期治療施設が 12.59 年であった。

表 5- 8 職種別平均勤務年数（家庭支援専門相談員）

職種別の勤務年数: 家庭支援専門相談員				
	集計対象 施設数	集計対象 職員数	平均	標準偏差
乳児院	n=91	96	18.08	10.97
児童養護施設	n=339	332	17.80	10.13
情緒障害児短期治療施設	n=18	17	12.59	9.06
児童自立支援施設	n=12	12	18.75	12.77
母子生活支援施設				

(4) 住込み職員の状況

各施設における住込み職員（常勤及び非常勤）の割合と平均値が最も高い施設は、児童自立支援施設であり 56.0% であった。続いて、児童養護施設が 38.0%、母子生活支援施設が 36.0%、情緒障害児短期治療施設が 35.0%、乳児院が最も低く 29.0% であった。

表 5- 9 住込み職員の割合等

住込み職員				
	施設数	施設割合	平均	標準偏差
児童養護施設	n= 450	25.1%	38.0%	43.0%
乳児院	n= 108	7.4%	29.0%	42.0%
情緒障害児短期治療施設	n= 23	4.3%	35.0%	0.0%
児童自立支援施設	n= 37	16.2%	56.0%	52.0%
母子生活支援施設	n= 236	6.4%	36.0%	34.0%

(5) 平均当直回数（1週間あたり）

1 週間の平均当直回数が最も多い施設は、乳児院を除いて、児童自立支援施設が最も多く 3.65 回であった。続いて、母子生活支援施設が 3.57 回、情緒障害児短期治療施設が 3.28 回、児童養護施設が最も少なく 2.29 回であった。

表 5- 10 当直担当職員の状況

	週の1人あたり当直回数		
	件数	平均	標準偏差
児童養護施設	413	2.29	1.75
乳児院			
情緒障害児短期治療施設	20	3.28	3.20
児童自立支援施設	24	3.65	3.71
母子生活支援施設	131	3.57	3.36

2. 専門職員の配置状況と資格保有状況

(1) 心理療法担当職員の配置状況

各施設における心理療法担当職員の配置状況をみると、常勤で配置している割合が最も高い施設は、「情緒障害児短期治療施設」であり 100.0%であった。続いて、「児童養護施設」が 37.1%、「児童自立支援施設」が 25.0%、「乳児院」が 24.1%、「母子生活支援施設」が 7.6%であった。

非常勤の配置は、「情緒障害児短期治療施設」が最も高く 61.5%であった。続いて、「児童養護施設」が 35.7%、「児童自立支援施設」が 35.0%、「母子生活支援施設」が 24.1%、「乳児院」が 13.4%であった。

表 5- 11 心理療法担当職員の配置状況

心理療法担当職員					
	集計対象 施設数	勤務形態	配置 施設数	配置 施設割合	配置 職員数 (合計)
乳児院	n= 112	常勤	27	24.1%	27
		非常勤	15	13.4%	20
児童養護施設	n= 485	常勤	180	37.1%	188
		非常勤	173	35.7%	353
情緒障害児短期治療施設	n= 26	常勤	26	100.0%	111
		非常勤	16	61.5%	28
児童自立支援施設	n= 40	常勤	10	25.0%	15
		非常勤	14	35.0%	21
母子生活支援施設	n= 237	常勤	18	7.6%	18
		非常勤	57	24.1%	120

(2) 家庭支援専門相談員の配置状況

各施設における家庭支援専門相談員の配置状況は、常勤で配置している施設割合が最も高い施設は、「乳児院」で 74.1%であった。続いて、「児童養護施設」が 68.5%、「情緒障害児短期治療施設」が 65.4%、「児童自立支援施設」が 20.0%であった。

非常勤については、どの施設についても少なく、最も高い施設は、「児童自立支援施設」で 10.0%であった。

表 5- 12 家庭支援専門相談員の配置状況

家庭支援専門相談員					
	集計対象 施設数	勤務形態	配置 施設数	配置 施設割合	配置 職員数 (合計)
乳児院	n= 112	常勤	83	74.1%	85
		非常勤	10	8.9%	11
児童養護施設	n= 485	常勤	332	68.5%	334
		非常勤	7	1.4%	7
情緒障害児短期治療施設	n= 26	常勤	17	65.4%	17
		非常勤	1	3.8%	1
児童自立支援施設	n= 40	常勤	8	20.0%	8
		非常勤	4	10.0%	4

(3) 医師の配置状況

各施設における医師の配置状況は、常勤で配置している施設割合が最も高い施設は、「情緒障害児短期治療施設」で 28.6% であった。続いて、「児童自立支援施設」が 12.5%、「乳児院」が 1.7%、「児童養護施設」が 0.5%、「母子生活支援施設」については、0.0% で、いなかった。

非常勤でも、「情緒障害児短期治療施設」が最も高く 64.3% であり、常勤とあわせると 92.9% となった。続いて、「児童自立支援施設」が 43.8%、「乳児院」が 31.0%、「母子生活支援施設」が 15.9%、「児童養護施設」が 14.4% であった。

表 5- 13 医師の配置状況

		医師	集計対象施設数	配置施設数	配置施設割合	配置職員数
乳児院	常勤	n= 58		1	1.7%	1
	非常勤			18	31.0%	26
児童養護施設	常勤	n= 222		1	0.5%	1
	非常勤			32	14.4%	40
情緒障害児短期治療施設	常勤	n= 14		4	28.6%	4
	非常勤			9	64.3%	14
児童自立支援施設	常勤	n= 16		2	12.5%	2
	非常勤			7	43.8%	13
母子生活支援施設	常勤	n= 151		0	0.0%	0
	非常勤			24	15.9%	25

(4) 職員の資格保有状況

①児童指導員

各施設に所属する児童指導員が有している資格については、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設では、「教員免許」が最も多く、特に児童自立支援施設では 32.5% を示していた。母子生活支援施設では「保育士」が最も高く 55.4% であった。

表 5- 14 職員の資格保有状況（児童指導員）

【資格】児童指導員 [*]					
	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設
集計対象施設数	n= 112	n= 485	n= 26	n= 40	n= 237
集計対象職員数	86	3,825	258	582	525
1:保育士	3.5%	10.1%	11.2%	4.8%	55.4%
2:社会福祉士	9.3%	12.2%	15.5%	8.2%	12.4%
3:教員免許	11.6%	21.8%	20.2%	32.5%	11.8%
4:精神保健福祉士	1.2%	0.9%	4.3%	1.0%	0.8%
5:臨床心理士	0.0%	0.3%	1.2%	0.3%	0.0%
6:学会認定心理士等	1.2%	1.2%	1.9%	0.5%	0.2%
7:看護師	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%

*児童自立支援施設では児童自立支援専門員、母子生活支援施設では母子指導員についての集計

②保育士

各施設に所属する保育士が有している資格について、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設では「教員免許」が最も高く、特に情緒障害児短期治療施設では4.3%であった。母子生活支援施設では、「社会福祉士」が高く4.0%と示された。

表5-15 職員の資格保有状況（保育士）

	【資格】保育士			
	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設
集計対象施設数	n=112	n=485	n=26	
集計対象職員数	1,910	4,247	70	176
1:社会福祉士	0.6%	1.9%	0.0%	4.0%
2:教員免許	1.8%	4.0%	4.3%	1.1%
3:精神保健福祉士	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
4:臨床心理士	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
5:学会認定心理士等	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%
6:看護師	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%

④理療法担当職員

各施設に所属する心理療法担当職員が有している資格は、全ての施設において「臨床心理士」が最も高く、母子生活支援施設での56.7%から、児童自立支援施設での69.4%と高い割合を示していた。続いて、高かったのは、「学会認定心理士等」であった。心理療法を担当する職員においては、心理関係の有資格者が多いことがわかった。

表5-16 職員の資格保有状況（心理療法担当職員）

	【資格】心理療法担当職員				
	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設
集計対象施設数	n=112	n=485	n=26	n=40	n=237
集計対象職員数	47	542	139	36	141
1:児童指導員	4.3%	7.4%	7.2%	16.7%	2.8%
2:保育士	10.6%	3.0%	0.7%	0.0%	6.4%
3:社会福祉士	2.1%	1.8%	3.6%	0.0%	1.4%
4:教員免許	6.4%	11.4%	15.1%	5.6%	6.4%
5:精神保健福祉士	0.0%	1.3%	2.2%	0.0%	3.5%
6:臨床心理士	68.1%	61.8%	66.9%	69.4%	56.7%
7:学会認定心理士等	21.3%	23.4%	20.1%	11.1%	27.7%
8:看護師	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.7%

※児童自立支援施設の1:児童指導員は児童自立支援専門員と読み替え

※母子生活支援施設の1:児童指導員は母子指導員と読み替え

④家庭支援専門相談員

各施設に所属する家庭支援専門相談員が有している資格は、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設では「児童指導員」が最も多かった。乳児院では「保育士」が最も多く 66.7%であった。なお、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設でも「保育士」は多い傾向を見せた。また「教員免許」も多い傾向があった。

表 5- 17 職員の資格保有状況（家庭支援専門相談員）

	【資格】家庭支援専門相談員				
	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設
集計対象施設数	n= 112	n= 485	n= 26	n= 40	
集計対象職員数	96	343	18	12	
1:児童指導員	10.4%	51.6%	50.0%	33.3%	
2:保育士	66.7%	26.2%	11.1%	25.0%	
3:社会福祉士	10.4%	14.9%	11.1%	8.3%	
4:教員免許	11.5%	21.3%	22.2%	8.3%	
5:精神保健福祉士	0.0%	1.2%	11.1%	0.0%	
6:臨床心理士	0.0%	0.9%	16.7%	0.0%	
7:学会認定心理士等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
8:看護師	7.3%	0.0%	0.0%	0.0%	

※児童自立支援施設の1:児童指導員は児童自立支援専門員、児童生活支援員と読み替え

⑤栄養士

管理栄養士の資格を持っている割合が最も多い施設は、児童自立支援施設で 55.6%であった。情緒障害児短期治療施設も 52.2%で多い傾向にあった。

表 5- 18 職員の資格保有状況（栄養士）

	【資格】栄養士				
	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設
集計対象施設数	n= 112	n= 485	n= 26	n= 40	n= 237
集計対象職員数	142	471	23	27	1
1:管理栄養士	42.3%	42.5%	52.2%	55.6%	0.0%

3. 職員の1週間の勤務状況

(1) 1週間の規定勤務時間数

①直接ケア職員の規定勤務時間（予め定めている週の労働時間）の平均値

最も長かった施設は、児童自立支援施設の常勤職員であり 40.11 時間であった。続いて、情緒障害児短期治療施設の常勤職員が 39.94 時間、児童養護施設の常勤職員が 39.86 時間、母子生活支援施設の常勤職員が 39.78 時間、乳児院の常勤職員が 39.65 時間などとなった。非常勤職員で最も長かった施設は、児童養護施設で 34.19 時間であった。

表 5- 19 1週間の規定勤務時間数（時間）（直接ケア職員）

1週間の規定勤務時間数(時間):職種① 直接ケア職種				
	集計対象 施設数	勤務形態	集計対象 職員数	平均
乳児院	n= 58	常勤	1,049	39.65
		非常勤	227	33.80
児童養護施設	n= 220	常勤	3,038	39.83
		非常勤	473	34.19
情緒障害児短期治療施設	n= 14	常勤	163	39.94
		非常勤	42	30.05
児童自立支援施設	n= 16	常勤	256	40.11
		非常勤	16	32.50
母子生活支援施設	n= 146	常勤	569	39.78
		非常勤	189	32.00
				10.49

②心理療法担当職員の規定勤務時間（予め定めている週の労働時間）の平均値

最も長かった施設は児童自立支援施設の常勤職員であり 41.60 時間であった。続いて、母子生活支援施設の常勤職員が 40.38 時間、情緒障害児短期治療施設の常勤職員が 39.68 時間、児童養護施設の常勤職員が 39.55 時間、乳児院の常勤職員が 39.60 時間などとなった。

非常勤職員で最も長かった施設は児童自立支援施設で 32.00 時間であったが、最も短い施設は母子生活支援施設の 10.19 時間であり施設間で差異があった。

表 5- 20 1週間の規定勤務時間数（時間）（心理療法担当職員）

1週間の規定勤務時間数(時間):【心理療法担当職員】				
	集計対象 施設数	勤務形態	集計対象 職員数	平均
乳児院	n= 58	常勤	10	39.60
		非常勤	10	17.70
児童養護施設	n= 220	常勤	83	39.55
		非常勤	144	13.56
情緒障害児短期治療施設	n= 14	常勤	56	39.68
		非常勤	12	19.17
児童自立支援施設	n= 16	常勤	5	41.60
		非常勤	3	32.00
母子生活支援施設	n= 146	常勤	8	40.38
		非常勤	57	10.19
				9.56

③家庭支援専門相談員の規定勤務時間（予め定めている週の労働時間）の平均値

最も長かった施設は、児童自立支援施設の常勤職員であり、41.60 時間であった。続いて、乳児院の常勤職員が 39.84 時間、児童養護施設の常勤職員が 39.81 時間、情緒障害児短期治療施設の常勤職員が 39.10 時間などとなった。

情緒障害児短期治療施設と児童自立支援施設は非常勤職員はおらず、非常勤職員のうち最も長かった施設は児童養護施設で 37.00 時間であった。

表 5- 21 1週間の規定勤務時間数（時間）（家庭支援専門相談員）

1週間の規定勤務時間数(時間):【家庭支援専門相談員】					
	集計対象 施設数	勤務形態	集計対象 職員数	平均	標準偏差
乳児院	n= 58	常勤	43	39.84	2.16
		非常勤	5	36.00	5.05
児童養護施設	n= 220	常勤	152	39.81	1.58
		非常勤	3	37.00	4.36
情緒障害児短期治療施設	n= 14	常勤	10	39.10	2.85
		非常勤	0	0.00	0.00
児童自立支援施設	n= 16	常勤	5	41.60	3.58
		非常勤	0	0.00	0.00

(2) 1週間の合計勤務時間数

①直接ケア職員の合計勤務時間数の平均値

最も長かった施設は、児童養護施設の常勤職員であり 49.86 時間であった。続いて、情緒障害児短期治療施設の常勤職員が 48.79 時間、児童自立支援施設の常勤職員が 47.66 時間、乳児院の常勤職員が 43.32 時間、母子生活支援施設の常勤職員が 43.18 時間となっていた。非常勤職員で最も長かった施設は児童自立支援施設で 41.67 時間であった。

表 5- 22 1週間の合計勤務時間数（時間）（直接ケア職員）

1週間の合計勤務時間数(時間):職種① 直接ケア職種					
	集計対象 施設数	勤務形態	集計対象 職員数	平均	標準偏差
乳児院	n= 58	常勤	1,049	43.32	10.28
		非常勤	227	35.50	12.64
児童養護施設	n= 220	常勤	3,038	49.86	13.46
		非常勤	473	39.59	15.14
情緒障害児短期治療施設	n= 14	常勤	163	48.79	12.19
		非常勤	42	32.75	15.56
児童自立支援施設	n= 16	常勤	256	47.66	12.18
		非常勤	16	41.67	11.28
母子生活支援施設	n= 146	常勤	569	43.18	9.18
		非常勤	189	34.61	12.37

②心理療法担当職員の合計勤務時間数の平均値

最も長かった施設は、児童自立支援施設の常勤職員であり、55.62 時間であった。続いて、母子生活支援施設の常勤職員が 49.51 時間、情緒障害児短期治療施設の常勤職員が 48.06 時間、

乳児院の常勤職員が 47.70 時間、児童養護施設の常勤職員が 44.07 時間と示された。非常勤職員で最も長かった施設は、児童自立支援施設で 30.97 時間であった。

表 5- 23 1週間の合計勤務時間数（時間）（心理療法担当職員）

1週間の合計勤務時間数(時間):【心理療法担当職員】					
	集計対象 施設数	勤務形態	集計対象 職員数	平均	標準偏差
乳児院	n= 58	常勤	10	47.70	7.48
		非常勤	10	17.51	8.11
児童養護施設	n= 220	常勤	83	44.07	11.42
		非常勤	144	13.58	11.42
情緒障害児短期治療施設	n= 14	常勤	56	48.06	9.02
		非常勤	12	17.83	13.55
児童自立支援施設	n= 16	常勤	5	55.62	20.14
		非常勤	3	30.97	5.44
母子生活支援施設	n= 146	常勤	8	49.51	10.75
		非常勤	57	10.17	10.40

③家庭支援専門相談員の合計勤務時間数の平均値

最も長かった施設は、児童自立支援施設の常勤職員であり、53.93 時間であった。続いて、情緒障害児短期治療施設の常勤職員が 50.51 時間、児童養護施設の常勤職員が 49.51 時間、乳児院の常勤職員が 47.42 時間と示された。

非常勤職員については、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設においては、該当者がいなかった。

したがって、非常勤職員で、合計勤務時間数が長かった施設は、乳児院で 36.39 時間であり、常勤職員との差は 10 時間程度であった。

表 5- 24 1週間の合計勤務時間数（時間）（家庭支援専門相談員）

1週間の合計勤務時間数(時間):【家庭支援専門相談員】					
	集計対象 施設数	勤務形態	集計対象 職員数	平均	標準偏差
乳児院	n= 58	常勤	43	47.42	10.87
		非常勤	5	36.39	12.99
児童養護施設	n= 220	常勤	152	49.41	13.43
		非常勤	3	28.75	9.88
情緒障害児短期治療施設	n= 14	常勤	10	50.51	11.51
		非常勤	0	0.00	0.00
児童自立支援施設	n= 16	常勤	5	53.93	20.62
		非常勤	0	0.00	0.00

(3) 1週間の規定時間外勤務発生職員割合

①直接ケア職員における規定時間外勤務発生職員割合

各施設における直接ケア職員について、調査対象 1 週間に規定勤務時間数を超えた勤務を行っていた職員の割合を分析した。

この結果、「規定外勤務時間有り」の割合が最も高かったのは、児童自立支援施設の非常勤職員であり 62.5%であった。続いて、児童養護施設の常勤職員が 59.6%、情緒障害児短期治療施設の常勤職員が 57.7%、乳児院の常勤職員が 45.9%であった。

最も少なかったのは、母子生活支援施設の非常勤職員であり、26.5%であった。児童自立支援施設では、非常勤職員の方が常勤職員よりも「想定外勤務時間有り」の割合が多いという結果が示された。

表 5- 25 1週間の規定時間外勤務発生職員割合（直接ケア職員）

1週間の規定時間外勤務発生職員割合: 職種① 直接ケア職種				
	集計対象 施設数	勤務形態	集計対象 職員数	規定時間外 勤務有り (人)
乳児院	n= 58	常勤	1,049	482
		非常勤	227	81
児童養護施設	n= 220	常勤	3,038	1,812
		非常勤	473	224
情緒障害児短期治療施設	n= 14	常勤	163	94
		非常勤	42	16
児童自立支援施設	n= 16	常勤	256	129
		非常勤	16	10
母子生活支援施設	n= 146	常勤	569	218
		非常勤	189	50

②心理療養担当職員における規定時間外勤務発生職員割合

心理療養担当職員の 1 週間に規定勤務時間数を超えた勤務を行っていた職員の割合を分析した。この結果、「規定外勤務時間有り」の割合が最も多かったのは、乳児院及び児童自立支援施設の常勤職員であり、80.0%であった。続いて、母子生活支援施設の常勤職員が 75.0%、情緒障害児短期治療施設の常勤職員が 64.3%、児童養護施設の常勤職員が 50.6%などであった。非常勤職員については、乳児院の割合が高く、40.0%を示していた。

表 5- 26 1週間の規定時間外勤務発生職員割合（心理療養担当職員）

1週間の規定時間外勤務発生職員割合: 【心理療法担当職員】				
	集計対象 施設数	勤務形態	集計対象 職員数	規定時間外 勤務有り (人)
乳児院	n= 58	常勤	10	8
		非常勤	10	4
児童養護施設	n= 220	常勤	83	42
		非常勤	144	34
情緒障害児短期治療施設	n= 14	常勤	56	36
		非常勤	12	4
児童自立支援施設	n= 16	常勤	5	4
		非常勤	3	1
母子生活支援施設	n= 146	常勤	8	6
		非常勤	57	11

③家庭支援専門相談員における規定時間外勤務発生職員割合

調査対象 1週間に規定勤務時間数を超えた勤務を行っていた職員の割合を分析した結果、「規定外勤務時間有り」の割合が最も高かったのは、情緒障害児短期治療施設の常勤職員であり70.0%であった。続いて、児童養護施設の常勤職員が63.2%、乳児院の常勤職員が55.8%などであった。

非常勤職員では、情緒障害児短期治療施設と児童自立支援施設では該当者がなく、乳児院では40.0%を示していた。

表5-27 1週間の規定時間外勤務発生職員割合（家庭支援専門相談員）

1週間の規定時間外勤務発生職員割合：【家庭支援専門相談員】					
	集計対象 施設数	勤務形態	集計対象 職員数	規定時間外 勤務有り (人)	規定時間外 勤務有り (%)
乳児院	n= 58	常勤	43	24	55.8%
		非常勤	5	2	40.0%
児童養護施設	n= 220	常勤	152	96	63.2%
		非常勤	3	0	0.0%
情緒障害児短期治療施設	n= 14	常勤	10	7	70.0%
		非常勤	0	0	0.0%
児童自立支援施設	n= 16	常勤	5	2	40.0%
		非常勤	0	0	0.0%

(4) 職員の規定時間外勤務の主な対応内容

①直接ケア職種

直接ケア職員が規定時間外勤務において行っていた主な対応内容について、各施設ともに「児童のケア」を挙げる割合が高かった。これらの「児童のケア」の割合が高かったのは、児童養護施設であり、87.2%であった。「対外的業務」が多かったのは、情緒障害児短期治療施設であり、4.3%であった。「事務処理」が多い傾向を示したのも情緒障害児短期治療施設であり、18.1%であった。

表5-28 職員の規定時間外勤務の主な対応内容

	通常の勤務時間を越えた対応内容：職種① 直接ケア職種					
	集計対象 施設数	集計対象 職員数	1. 児童の ケア	2. 対外的 業務	3. 事務処理	4. その他
乳児院	n=58	394	82.2%	1.8%	9.9%	6.1%
児童養護施設	n=220	1,788	87.2%	1.0%	7.4%	4.4%
情緒障害児短期治療施設	n=14	94	70.2%	4.3%	18.1%	7.4%
児童自立支援施設	n=16	89	76.4%	1.1%	9.0%	13.5%
母子生活支援施設	n=146	181	63.0%	2.2%	22.7%	12.2%

※母子生活支援施設の「1.児童のケア」は「1.母子のケア」と読み替え

※集計対象職員数は、「主な対応内容」の未記入を除く職員数

②心理療法担当職員

心理療法担当職員が規定時間外勤務において行っていた主な対応内容について、乳児院を除く各施設は「児童のケア」を挙げる割合が高かった。乳児院は「事務処理」で71.4%であった。児童養護施設、情緒障害児短期治療施設については、「事務処理」も多く3割以上を占めた。

表5-29 職員の規定時間外勤務の主な対応内容

	通常の勤務時間を越えた対応内容:【心理療法担当職員】					
	集計対象施設数	集計対象職員数	1.児童のケア	2.対外的業務	3.事務処理	4.その他
乳児院	n=58	7	28.6%	0.0%	71.4%	0.0%
児童養護施設	n=220	56	51.8%	1.8%	30.4%	16.1%
情緒障害児短期治療施設	n=14	36	52.8%	0.0%	38.9%	8.3%
児童自立支援施設	n=16	2	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
母子生活支援施設	n=146	10	60.0%	0.0%	10.0%	30.0%

※母子生活支援施設の「1.児童のケア」は「1.母子のケア」と読み替え

※集計対象職員数は、「主な対応内容」の未記入を除く職員数

③家庭支援専門相談員

家庭支援専門相談員が規定時間外勤務において行っていた主な対応内容について、乳児院を除く各施設は「児童のケア」を挙げる割合が高かった。乳児院は「事務処理」が最も多く61.9%であった。児童養護施設については、「事務処理」も多く26.2%であった。情緒障害児短期治療施設については、「対外的業務」も多く28.6%であった。

表5-30 職員の規定時間外勤務の主な対応内容

	通常の勤務時間を越えた対応内容:【家庭支援専門相談員】					
	集計対象施設数	集計対象職員数	1.児童のケア	2.対外的業務	3.事務処理	4.その他
乳児院	n=58	21	28.6%	4.8%	61.9%	4.8%
児童養護施設	n=220	84	45.2%	20.2%	26.2%	8.3%
情緒障害児短期治療施設	n=14	7	57.1%	28.6%	14.3%	0.0%
児童自立支援施設	n=16	2	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
母子生活支援施設						

※集計対象職員数は、「主な対応内容」の未記入を除く職員数

第6章 入所児童の状態像を分類する手法としての要ケア度（仮）の開発

1. 双対尺度法による情緒・行動上の問題得点の算出方法

児童個票（母子生活支援施設においては「世帯票」の児童に係る部分）の「情緒行動上の問題状況」に対する回答を基に、双対尺度法による分析を行い、各項目に得点化を実施した。

また、母子生活支援施設については、母親自身及び母子関係に関わる情緒・行動上の問題状況について同様の手法で分析を行い、得点化を実施した。これらの得点の算出方法については、以下の手続きを実施した。

2. 得点化の方法

(1) すべての回答を、「疑いなし=0」「やや疑いあり一確かに問題あり=1」「その他=null」に変換した。

(2) これらのデータを基に、双対尺度法による分析を実施した。

*ただし、本分析においては、調査項目17項目は、評価対象年齢が定められていたことから、年齢区別に分析を実施した。年齢区分は評価対象年齢の設定を参考にし、乳幼児（区分①3歳未満）、就学前児童（区分②3～7歳未満）、小学生～中学生（区分③7～16歳未満）、高校生以上（区分④16歳以上）の4区分とした。

(3) まず調査対象数の最も多い児童養護施設における児童の各年齢区分において、評価項目として妥当でない項目（①3歳未満用の項目については乳児院の調査票に無い項目及び回答児童数が著しく少ない項目等）を選定し、分析から除外した。

各年齢区分においての除外項目は、下記の通りである（※すべて「乳児院以外の調査項目」の番号にて提示）。

《年齢区別除外項目一覧》

① 3歳未満【全施設種別共通】

「4.反社会的行動」、「5.抑うつ傾向」、「6.学習障害傾向」、「7.物質使用」、「9.集団不適応」、「10.社会的ひきこもり」「12.摂食障害傾向」「13.睡眠問題」、「16.施設内における他児へのいじめ」、「17.施設内における他児からのいじめ」

② 3～7歳未満【全施設種別共通】

「5.抑うつ傾向」、「6.学習障害傾向」、「7.物質使用」、「9.集団不適応」、「10.社会的ひきこもり」「12.摂食障害傾向」「13.睡眠問題」

③ 7～16歳未満【全施設種別共通】

なし

④ 16歳以上

【児童養護施設】「11.排泄問題」「14.言語能力一」「15.知的障害」

【情緒障害児短期治療施設】児童養護施設の項目に加え、「3.注意欠陥・多動傾向」、「5.学習障害傾向」

【児童自立支援施設】児童養護施設の項目に加え、「1.自閉的傾向」、「2.養育者との関係性」、「3.注意欠陥・多動傾向」

【母子生活支援施設】 児童養護施設と同一

(4) 同一年齢区分の場合、異なる施設種別でも原則児童養護施設と同じ項目を評価項目とした。

*ただし、④16歳以上については、全項目にて分析した後、各施設種別における分析結果からその年齢区分において妥當でない項目（回答児童数が著しく少ない項目や「やや疑いあり一確かに問題あり」の該当児童数が著しく少ない又は多い項目）についてそれぞれ分析から除外した。

(5) ①～④の年齢階層別の全項目分析（除外項目以外）の結果から、項目についての軸の選定と分類を行った。

*ただし、児童養護施設の④16歳以上ののみ軸3までとした。

(6) 軸1及び軸2の寄与率を基に各軸の配点を決定した。次に、各軸の項目内の分析結果を基に軸内の項目の基本距離を算出し、各軸における項目に点数付けを行った。

その際、軸内のすべての項目得点の合計が、軸の配点と一致するように点数調整を行った。

その結果、各年齢区分においてそれぞれ「情緒・行動上の問題得点」は軸1～3の項目合計点が満点の場合に100点とする基準化を行った。

表6-1 乳児院以外の情緒・行動上の問題状況の項目

情緒・行動上の問題状況（現在の状態を評価）

情緒・行動上の問題状況の各項目について、現在の児童の状態を[0評価対象外]/1.疑いなし/2.やや疑いあり/3.疑いあり/4.確かに問題あり/5.判断困難]のいずれかで評価してください。各項目を評価する際の詳細説明は記入要領をご参照ください。

評価項目の評価対象年齢は参考年齢とし、範囲外の年齢であっても当該児童が該当すると考えられる場合は評価してください。該当しないと判断される場合は、「0評価対象外」を選んでください。

評価項目	評価対象年齢	0評価対象外	1.疑いなし	2.やや疑いあり	3.疑いあり	4.確かに問題あり	5.判断困難
1.自閉的傾向(人に対して反応しない、視線が合わない等)	4ヶ月～15歳	○	○	○	○	○	○
2.養育者との関係性(なつかない、過度の反抗、養育者への暴力等)	2歳～10歳	○	○	○	○	○	○
3.注意欠陥・多動傾向(落ち着かない、過度の注意散漫等)	2歳～15歳	○	○	○	○	○	○
4.反社会的行動傾向(いじめ、過度なけんか、嘘、性的問題、窃盗等)	2歳以上	○	○	○	○	○	○
5.抑うつ傾向(継続的な落ち込み、食欲不振、自殺念慮等)	7歳以上	○	○	○	○	○	○
6.学習障害傾向(特異的な読み書き・計算の問題)	7歳～15歳	○	○	○	○	○	○
7.物質使用(アルコール、タバコ、薬物等)	11歳以上	○	○	○	○	○	○
8.自傷行為(抜毛、頭打、リストカット、自殺未遂等)	2歳以上	○	○	○	○	○	○
9.集団不適応(不登校、学校等でのいじめられ、孤立、反抗等)	7歳以上	○	○	○	○	○	○
10.社会的引きこもり(長期にわたる外出拒否)	16歳以上	○	○	○	○	○	○
11.排泄問題(夜尿、遺糞など)	5歳～10歳	○	○	○	○	○	○
12.摂食障害傾向(拒食、過食、異食など)	7歳以上	○	○	○	○	○	○
13.睡眠問題(不眠、過眠など)	7歳以上	○	○	○	○	○	○
14.言語能力の発達遅延・障害	2歳以上	○	○	○	○	○	○
15.知的障害	3歳以上	○	○	○	○	○	○
16.施設内における他児へのいじめ	3歳以上	○	○	○	○	○	○
17.施設内における他児からのいじめ	3歳以上	○	○	○	○	○	○

表6-2 乳児院の情緒・行動上の問題状況の項目

情緒・行動上の問題状況（現在の状態を評価）

情緒・行動上の問題状況の各項目について、現在の児童の状態を[0評価対象外]/1.疑いなし/2.やや疑いあり/3.疑いあり/4.確かに問題あり/5.判断困難]のいずれかで評価してください。各項目を評価する際の詳細説明は記入要領をご参照ください。

評価項目の評価対象年齢は参考年齢とし、範囲外の年齢であっても当該児童が該当すると考えられる場合は評価してください。該当しないと判断される場合は、「0評価対象外」を選んでください。

評価項目	評価対象年齢	0評価対象外	1.疑いなし	2.やや疑いあり	3.疑いあり	4.確かに問題あり	5.判断困難
1.自閉的傾向(人に対して反応しない、視線が合わない等)	4ヶ月以上	○	○	○	○	○	○
2.養育者との関係性(なつかない、過度の反抗、養育者への暴力等)	2歳以上	○	○	○	○	○	○
3.注意欠陥・多動傾向(落ち着かない、過度の注意散漫等)	2歳以上	○	○	○	○	○	○
4.反社会的行動傾向(いじめ、過度なけんか、嘘、窃盗等)	2歳以上	○	○	○	○	○	○
5.自傷行為(抜毛、頭打等)	2歳以上	○	○	○	○	○	○
6.排泄問題(夜尿、遺糞など)	5歳以上	○	○	○	○	○	○
7.言語能力の発達遅延・障害	2歳以上	○	○	○	○	○	○
8.知的障害	3歳以上	○	○	○	○	○	○
9.施設内における他児へのいじめ	3歳以上	○	○	○	○	○	○
10.施設内における他児からのいじめ	3歳以上	○	○	○	○	○	○